

第9章

日本の安全保障展望 ——安全保障上の課題及び新防衛大綱

庄司 智孝

はじめに

冷戦終結以降、或いは特に 9/11 アメリカ同時多発テロ以降、非伝統的安全保障上の脅威への対処に向けた合同での取り組みの重要性は、日本を含むアジア太平洋地域諸国間の共通認識である。他方、冷戦の遺産は依然としてアジア太平洋地域、特に北東アジアに残っている。この遺産は、朝鮮半島や台湾に典型が見られ、地域安全保障に多大な影響を及ぼしてきた。こうした背景の下、日本は様々な安全保障上の課題に直面している。また、この地域において絶えず変化する力の均衡は、日本の長年にわたる安全保障政策の再考を要求し得るものであるが、日本は専守防衛政策、厳格な文民統制、非核三原則を含む防衛政策の基本的教義を維持してきた¹。

防衛計画の大綱（NDPG）は、10 年を一区切りとして戦力構造を含む日本の安全保障政策の基本原則を定めている。NDPG は 1976 年、1995 年、2004 年に策定されており、日本を取り巻く安全保障環境の著しい変化に対応している。前回 2004 年に策定された NDPG では、絶えず変化する安全保障環境や軍事技術の継続的革新を考慮して、防衛大綱に必要な修正を加える旨、提言していた²。それに応じて、新 NDPG が 2010 年 12 月に発行された。2009 年 8 月に政権の座に就いた民主党新政権が同大綱の検討に時間を要したため、発行が遅れた³。2011 年 3 月 11 日の巨大地震と壊滅的な津波、それに続く福島原子力発電所での原子力危機は、非伝統的な自然災害やエネルギー安全保障への関心が一気に高まったことにより、日本における安全保障の認知を激変させる潜在性が

¹ Yasuaki Chijiwa, "Japan's Security Outlook: Its Implications for the Defense Policy", in *Asia Pacific Countries' Security Outlook and Its Implications for the Defense Sector (The NIDS International Workshop on Asia Pacific Security)* (Tokyo: The National Institute for Defense Studies, 2010), p. 161.

² *Defense of Japan 2010*, p. 144.

³ 防衛省『『平成 23 年度以降に係る防衛計画の大綱』及び『中期防衛力整備計画（平成 23 年度～平成 27 年度）』の決定について（防衛大臣談話）』2010 年 12 月 17 日、<http://www.mod.go.jp/j/approach/agenda/guideline/2011/daijin.pdf>（2011 年 1 月 20 日アクセス）。

ある。しかし、日本の安全保障にとって、上記のような非伝統的安全保障問題への対処における国際協力を検討する観点から、日本の戦略的環境を定義付ける外的要因の検討がやはり重要である。

この論考では、新たに定義された安全保障の大綱に主に焦点を当てながら、日本の安全保障の展望を考察する。最初の節では日本が直面している安全保障課題を、特に地域安全保障に関して分析する。次の節では新 NDPG を、日本の安全保障課題と関連付け、中国に重点を置きながら検証する。最後の節では東南アジアに対する日本の安全保障政策と、それが東南アジアの戦略環境に与える含意を考察する。

日本が直面している安全保障課題——「チャイナ・チャレンジ」の出現

『防衛白書』の最新 2010 年版では冒頭、日本を取り巻く安全保障環境の概要を示している。第一に、国際社会に対する喫緊の安全保障問題として、白書では大量破壊兵器の拡散、特に北朝鮮とイランによる核開発の脅威について論じている。第二に、国内・地域紛争、テロ、海賊、自然災害、伝染病、エネルギー、気候変動など、国境を越える問題や非伝統的安全保障問題に対処する必要性を強調している。白書ではエネルギー問題を、天然資源を求めて競合する国々の間で対立が起こる可能性の観点から重大な問題と捉えている。第三に、地域安全保障の展望として、白書では朝鮮半島に関する不確実性、特に北朝鮮の核・弾道ミサイル開発をあらためて強調している。台湾及びその他の東シナ海及び南シナ海での伝統的な領海紛争も、長年にわたる未解決の安全保障問題として言及されている⁴。

北朝鮮

北朝鮮による核・弾道ミサイル開発は間違いなく、日本の安全保障にとって最も重大な懸念の 1 つであるばかりか、地域安全保障における不安定化要因でもある。1990 年代以降、国際社会はこの安全保障問題に対処すべく多大な努力を行ってきたが、緊張は未だ和らいでいない。国連安全保障理事会により加えられた様々な制裁措置や採択された決議、そして 6 カ国協議は、北朝鮮に核の野望を断念させるには至らなかった。

⁴ *Defense of Japan 2010*, pp. 2-3.

現在、6カ国協議が行き詰まったまま、状況は悪化している。北朝鮮は2009年4月にミサイルを発射し、また同年5月、2006年のミサイル発射と地下核実験に関する発表に続く2度目の核実験実施を発表した。さらに2009年7月、北朝鮮は弾道ミサイルを発射した。核開発に関しては8月、北朝鮮はウラン濃縮計画の成功を発表したほか、11月には使用済み燃料の再処理完了も発表し、これで北朝鮮は抽出したプルトニウムから核兵器を生産する能力を得ることになる。防衛白書は明確に、北朝鮮の核開発と弾道ミサイルの性能強化は日本の安全保障に対する憂慮すべき脅威であるだけでなく、北東アジア、ひいては国際社会全体の平和と安定にとって非常に有害であると述べている⁵。

その上、韓国に向けられた北朝鮮の攻勢もエスカレートし、朝鮮半島の緊張を大幅に高めている。2010年3月韓国海軍のコルベット艦「天安」が、南北朝鮮領海境界付近で撃沈された。韓国の調査委員会の報告によると、この事件は北朝鮮の魚雷攻撃によるものであった⁶。さらに9月、北朝鮮は突如、韓国の延坪島を砲撃し、これにより韓国兵士2名と島民2名が死亡した。北朝鮮が起こしたこれら2つの事件は、朝鮮半島を巡る安全保障上の不確実性が増大していることを示すもので、おそらくその背景には北朝鮮指導部の世代交代や、噂される北朝鮮指導部内の政治的混乱がある。北朝鮮情勢の予測がつかないことは確かに、韓国にとってはもちろん、日本にとっても直接、安全保障上の脅威であり、それは北朝鮮のミサイルが日本の領土全体を射程圏内にできるからである。日本は弾道・巡航ミサイル攻撃や北朝鮮軍特殊部隊による領土侵入、生物化学兵器の使用による原子力施設攻撃を含め、不測の事態に直面するおそれがある⁷。

中国

日本の安全保障に対する第二の懸念は、中国の台頭に関連する。中国は、新興の経済・軍事大国として、国際社会における中軸的立場を追求しているように見える。軍事力に関して言えば、中国は国防予算の増額に支えられた近代化を強力に推進しており、中国の国防予算は21年間にわたりずっと2桁成長を

⁵ *Defense of Japan 2010*, pp. 3-4.

⁶ *Defense of Japan 2010*, p. 4.

⁷ 新たな時代の安全保障と防衛力に関する懇談会「新たな時代における日本の安全保障と防衛力の将来構想—『平和創造国家』を目指して」(2010年8月)、19-20頁。
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/shin-ampobouei2010/houkokusyo.pdf> (2010年12月30日アクセス)。

謳歌し、今や米国に次ぐ第2位の規模である⁸。日本の防衛白書は明確に、国防予算の増大に基づく中国の軍備近代化は、中国の安全保障政策の意思決定プロセスの不透明さと相まって、日本を含む地域諸国にとって安全保障上の懸念と化していると指摘している⁹。

さらに、中国海軍はこのところ日本領土に隣接する東シナ海を含め、自国の周辺海域で非常に活発に活動しており、これも日本にとって安全保障上の懸念となりつつある。特に2004年以降、中国海軍艦船が日本の領海の近辺、時には領海内にさえ姿を見せている。2004年11月、中国の原子力潜水艦1隻が日本の領海内を潜航していたことが確認された。2005年9月にはソヴェレメンヌイ級駆逐艦1隻を含む中国海軍艦船5隻が、東シナ海の樞ガス田で確認された。2008年10月にはソヴェレメンヌイ級駆逐艦1隻を含む中国海軍艦船4隻の通過が、津軽海峡で確認された。最新鋭の旅洲級1隻を含む中国海軍艦隊の沖縄本島と宮古島の間の海域での南方移動が、2008年11月、2009年6月、2010年3月に観察された。さらに2010年4月、複数のキロ級潜水艦を含む中国海軍艦船10隻が東シナ海から太平洋へ移動していた際、中国の艦載ヘリコプターが海上自衛隊の護衛艦に90メートルの距離まで接近し、あたかも挑発的意図を誇示しているかのようにであった¹⁰。東シナ海で高まる中国の攻勢は、敵の行動の妨害、台湾の独立阻止、重要な海上交通路のほか天然資源の安全確保に向けた能力増強と捉えられている¹¹。

東シナ海における中国の攻勢という背景の下、日本の安全保障情勢に大きな直接の影響を与えた事件が起こり、日本領土に対する脅威の認識を呼び起こした。2010年9月7日、ある中国漁船が尖閣諸島海域で日本の海上保安庁巡視船に衝突した。海上保安庁は中国人漁師1名を、彼の船による海上保安庁の哨戒活動に対する公務執行妨害を理由に逮捕した。日本政府は日本の領海内における彼の「犯罪」について法的措置を主張した一方、中国は日本の対応に極めて強硬に反発し、日本の決定を覆すべく様々な政治的・外交的行動を取った。最終的に9月25日、沖縄県の地方検察庁が当該漁師の釈放を発表し、彼は同日、中国へ送還された。この事件は、日本の島嶼領土に対する中国の強硬姿勢を明確に示す結果となり、それ以降、尖閣諸島海域に対する日本の主権が脅かされ得ることが、日本国民の間で幅広く認識されている。日本の世論は、沖合の島嶼、

⁸ The National Institute for Defense Studies, *East Asian Strategic Review 2010* (Tokyo: The Japan Times, 2010), p. 124, *Associated Press Newswire*, 2 June 2010.

⁹ *Defense of Japan 2010*, p. 4.

¹⁰ *Defense of Japan 2010*, pp. 58-9.

¹¹ *Defense of Japan 2010*, pp. 60-1.

特に中国に隣接する南西部に対する日本の主権を保護すべく、政府が適切かつ断固たる措置を取ることを要求してきた。

中国は、日本に対する外交的・軍事的優位を維持するため、東シナ海でもっと意志の固い、攻撃的スタンスを取ってくる可能性が非常に高い¹²。2010年10月2日、香港紙『サウス・チャイナ・モーニング・ポスト』が中国政府は尖閣諸島を、台湾、チベット、新疆、南シナ海を含む「中核的国益」というカテゴリーに分類したと報じた¹³。東シナ海は経済的利益と主権の観点から「中国が自国の中核的利益と称する要素を含んでいる」とのことである¹⁴。

事実、中国政府は東シナ海と南シナ海に大型漁業警備艇を通常配備し、そして来年、30隻以上の哨戒艇を追加することによって渤海、黄海、東シナ海、南シナ海をカバーする、中国海監総隊の北海艦隊の増強を決定したといわれている¹⁵。中国は尖閣諸島の領有権を引き続き、おそらく攻勢を一段と強めて主張してくると思われる。その上、9月の尖閣諸島事件以来、人民解放軍海軍航空機が日本の防空識別圏内へ、さらには日中間のEEZ中間線を越えて飛来するようになり、その結果、航空自衛隊のスクランブル出動回数が激増した¹⁶。

2008年の共同声明以降、日本と中国は「戦略的互惠関係」を推進し、これに従って両国が東シナ海を「平和、協力、友好の海」とすべく「政治・安全保障分野での相互信頼」を構築することに合意してきた¹⁷。また、経済的相互依存も、両国間でますます深まっている¹⁸。とは言え、自国領土の安全保障に対する日本の懸念は確実に、東シナ海での中国海軍の活動を背景に高まっている。

国境を超える脅威・非伝統的脅威

地域安全保障に関して再浮上し悪化する懸念に加え、世界的な安全保障上の課題も依然、日本の防衛政策に極めて重要である。国際テロリストの活動はもとより、国際的テロリズムに影響された散発的なテロ攻撃も依然、国際社会にとって憂慮すべき脅威であり、脆弱な国々や破綻した国々の問題につきまっ

¹² Krista E. Wiegand, "China's Strategy in the Senkaku/Diaoyu Islands Dispute: Issue Linkage and Coercive Diplomacy". *Asian Survey* 5/2 (2009), pp. 189-91.

¹³ *South China Morning Post*, 2 October 2010.

¹⁴ "U.S. commander says China aims to be a 'global military' power", *asahi.com*, 28 December 2010, <http://www.asahi.com/english/TKY201012270241.html> (accessed 21 January 2011).

¹⁵ 『朝日新聞』、2010年12月19日、*Xinhua News Agency*, 7 January 2011.

¹⁶ 『朝日新聞』、2010年12月27日。

¹⁷ 外務省「『戦略的互惠関係』の包括的推進に関する日中共同声明」

<http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/china/joint0805.html> (2001年1月21日アクセス)。

¹⁸ Leszek Buszynski, "Sino-Japanese Relations: Interdependence, Rivalry, and Regional Security". *Contemporary Southeast Asia* 31/1 (April 2009), p. 144.

ている¹⁹。日本政府は、国際社会は WMD 拡散、国際的テロリズム、海賊行為など喫緊の問題に共同で取り組むべきであると主張している。こうした非伝統的安全保障上の脅威に関する共通の懸念を基に、日本は多国間協調主義を追求している。この観点から、軍隊の役割は武力衝突から信頼構築に至るまで多様化している²⁰。

新防衛大綱

防衛大綱（NDPG）は、日本の国防政策に関して、安全保障環境の基本認識に基づく自衛隊の基本的な原則、役割、戦力配置を定める「最高水準の文書」である。NDPG は 5 年ないし 10 年間隔で見直され、前回 2004 年に採択された NDPG では、2004 年版 NDPG は安全保障環境において変化する傾向、さらに軍事技術の進歩を考慮して、2009 年に改訂されることになると宣言していた²¹。新 NDPG は最終的に、2009 年 8 月の民主党新政権発足に伴い、2010 年 12 月に採択された。

新 NDPG の公表に先立ち、「新たな時代の安全保障と防衛力に関する懇談会」という、主に安全保障専門家で構成される首相の諮問委員会が、2010 年 8 月にある重要な報告書を公表した。日本の基本的な防衛政策について提案をまとめることを目的に、この報告書は日本の将来の防衛政策は、「静的抑止」に基づく伝統的な「基本的防衛力」の概念ではなく、寧ろ、様々な不測の事態が同時に、また連続的に起こり得る、複雑な安全保障環境に対応できる「動的抑止」の概念を基本とすべきであると提言している²²。同年 11 月、与党民主党の対外政策・安全保障に関する委員会は、「動的抑止」能力と南西地域防衛能力の強化の重要性を指摘する報告書を公表した²³。

実際、新 NDPG は効果的な抑止と防衛、アジア太平洋地域における安全保障環境の安定化、そして世界的安全保障環境の改善を防衛力の 3 つの次元として強調している。これらの目標達成に向け、新 NDPG では伝統的な「基本的防衛力」の概念に代わり、防衛能力そのものによる抑止力の維持を狙いとする「動的防衛力」という新たな概念を導入している。この新たな「動的防衛」という概念は、

¹⁹ *Defense of Japan 2010*, p. 2.

²⁰ "National Defense Program Guidelines from FY2011" (以下 "NDPG2011" と記す), p. 2.

²¹ *East Asian Strategic Review 2010*, p. 250.

²² 「新たな時代における日本の安全保障と防衛力の将来構想」、18-9 頁。

²³ 『朝雲』、2010 年 12 月 2 日。

抑止のための「適時かつ能動的な」軍事行動の実施のほか、国際平和協力への積極的な参加によって日本の防衛能力の信用度を高めることが狙いである²⁴。

この新たな防衛概念が2010年NDPGで導入された理由は、日本を取り巻く戦略的環境の変化にある。冷戦時代と異なり、国家の防衛力は人道支援・災害救援、平和維持、海賊対策など平時の活動にも利用されるべきである。また、特に東アジアにおいて、核武装の危険は今なお差し迫っており、日本の近隣諸国は軍備近代化を強く促進している。こうした背景にあって、国家の主権と領土を確保し国民を守るための国家の意思と能力の実証を目標に、日本は「動的抑止」に基づく自衛隊活動を増強すべきである。従って、「動的抑止」の概念においては諜報、哨戒、監視の諸活動を絶えず戦略的に実践することを強調している²⁵。新NDPGと併せて、中期防衛力整備計画（MDP）が、適切な防衛能力の創出という観点から新たな「動的防衛」の概念を実践すべく、採択されている。

北朝鮮の攻撃的な態度に直面する中、新NDPGは、日本は米国の拡大的抑止力を頼りに米国との協力を緊密化し、弾道ミサイル防衛能力の強化を追求すべきとしている²⁶。NDPGにおけるこの基本原則は、新MDPにおける、日本はミサイル装備イージス艦の数を現在の4隻から6隻に増やすほか、パトリオット地对空ミサイルの能力も増強すべきとの提言に繋がっている。この「弾道ミサイル攻撃への対抗策」は明らかに、北朝鮮による軍事行動の可能性への対処が狙いである²⁷。

北朝鮮は日本にとって最も顕著な安全保障問題の1つであるが、新たなNDPGとMDPは東シナ海における中国の活動への対処法を一層重視していると言える。NDPGは中国の軍事支出の継続的な伸び、主に戦力展開能力強化に向けた「広範かつ急速な」軍備近代化、そして中国周辺海域での活動の拡大と増加が、中国の国防政策における「透明性の欠如」と併せて、この地域だけでなく国際社会全体で懸念を呼び起こしているとあらためて強調している²⁸。中国に関するこの認識を基に、NDPGは防衛力の役割を、主に効果的な抑止と防衛、日本の周辺海域及びその上空の安全確保への集中、そして沖合島嶼への攻撃に

²⁴ NDPG2011, p. 6.

²⁵ NDPG2011, p. 2.

²⁶ NDPG2011, p. 2.

²⁷ "Mid-term Defense Program FY2011-2015", p. 6.

²⁸ NDPG2011, p. 3.

対する適切な対抗策の実行、と定義している²⁹。NDPGは「動的防衛」の概念を、日本の沖合島嶼の保護と強く結び付けている。

より具体的に言えば、新MDPは「動的防衛力」の概念を南西地域と特に境界域の小さい島々の防衛に適用している。MDPは3軍全ての戦力配置を、日本南西部の保護の強化に適するよう変更することを計画しており、例えば陸上自衛隊は南西諸島に沿岸警備部隊のほか、初動を担当する部隊も新設する計画である。海上自衛隊は日本の周辺海域における情報活動、監視、対潜水艦作戦を効果的に実施できるよう、護衛艦部隊をより柔軟に運用可能にする計画である。また海上自衛隊は潜水艦を現在の16隻から22隻に増やす計画である。航空自衛隊は戦闘機部隊を沖縄の那覇基地に増設して2つの飛行中隊を編成するほか、航空団の新設も計画している³⁰。さらに、航空自衛隊はE-2C早期警戒機による南西エリアでの活動を継続的に実施可能とすることも追求している³¹。

この観点から、日本は日米同盟の基本的重要性の認識を新たにしたが、日米同盟は沖縄の基地移転問題が原因で揺さぶられてきた³²。尖閣事件以来、この重要性の意識は日本国民の間で一段と幅広く共有されてきた。2011年1月、日本政府は北朝鮮及び中国に対する戦略の明確化を狙いとして、新たな「共通安全保障目標」について、米国側と協議を開始することで合意した³³。前原外務大臣は2011年1月にワシントンDCで行った演説の中で、「揺るぎない日米同盟が不可欠となる」と宣言した³⁴。さらに、菅首相は2011年1月に東京での演説の中で、日米同盟は日本での政権交代に関わりなく維持及び強化されるべきである、と明言した³⁵。

NDPGはまた、「価値を共有する」国々、例えばオーストラリアや韓国との連携を、米・日・豪及び米・日・韓の三国間協力を追求しつつ強化する必要性も強調している。事実、日本政府は韓国政府と共に、安全保障協力を含めた両国間の包括的関係の強化に向けた共同宣言の発布について協議を進めていることも明らかとなっている³⁶。さらに、日本はアジア太平洋地域とインド洋での安

²⁹ NDPG2011, pp. 9-10.

³⁰ "Mid-term Defense Program FY2011-2015", pp. 2-3.

³¹ "Mid-term Defense Program FY2011-2015", p. 4.

³² NDPG2011, p. 3.

³³ 『読売新聞』、2011年1月6日。

³⁴ 外務省「アジア太平洋に新しい地平線を拓く（前原外務大臣外交演説、米戦略国際問題研究所）」http://www.mofa.go.jp/region/n-america/us/juk_1101/speech1101.html（2011年1月7日アクセス）。

³⁵ 『読売新聞』、2011年1月21日。

³⁶ 『読売新聞』、2011年1月4日。

全保障問題について話し合う三国間戦略対話を立ち上げることで、日・米・印の三国間協力も追求している³⁷。

多国間協調主義、及び東南アジアの安全保障への含意

アジア太平洋地域では、より安定した安全保障環境を創出するため、多層型の二国間・多国間安全保障協力のネットワークの確立が不可欠である³⁸。この点で、新NDPGは安全保障面での多国間協調主義の重要性を繰り返し強調している。特に、それは必然的に、国際的・非伝統的な安全保障問題に効果的に対処できるよう、諸国間での協力が必要となる。また、信頼構築の観点から、非伝統的安全保障に関する多国間協力は、伝統的安全保障問題においても緊張を緩和する役割を果たし得る³⁹。従って、日本は米国との同盟に基づくオーストラリアや韓国との安全保障協力のみならず、中国やロシアとの安全保障対話や防衛交流のほか、多国間での防衛対話及び協力も追求すべきである。特に中国に関して、日本政府は戦略的互惠に基づく相互に有益な関係強化の重要性を強調している⁴⁰。

この意味で、東南アジアとの安全保障協力強化に向けた日本の取り組みは、大いに意義がある。事実、新NDPGはARFとADMMプラスを、多国間安全保障協力に向けた効果的枠組みとして言及している。こうした枠組みを通じて、日本は最終的に地域秩序の創出を狙いとして、非伝統的安全保障問題に対処する実務協力の促進に、適切な役割を果たすべきである⁴¹。創設メンバーの一員として、日本はARFへ深く関与し、この安全保障フォーラムの有効性を高めるための実務協力の実践に邁進してきた。ADMMプラスに関して、日本は非伝統的安全保障協力や紛争解決のための対話の促進において、ASEAN支持に毅然と動いているようである。ARFとADMMプラスには中国とロシア両国も加盟しており、これらの対話チャンネルを通じた協力の深化は、日本がこれらの国々との信頼を強固にすることを可能にするものであり、そうした信頼は中国（及びロシア）に対する日本の安全保障政策と両立可能である。

³⁷ 『読売新聞』、2011年1月5日。

³⁸ NDPG2011, p. 8.

³⁹ Dominik Heller, "The Relevance of the ASEAN Regional Forum (ARF) for Regional Security in the Asia-Pacific", *Contemporary Southeast Asia* 27/1 (April 2005), p. 124.

⁴⁰ NDPG2011, p. 8.

⁴¹ NDPG2011, p. 8.

ASEAN との安全保障協力の強化にはもう 1 つの側面がある。新 NDPG は ASEAN 加盟諸国を、韓国とオーストラリアに次ぐ、日本の重要な安全保障パートナーとして言及しているように、東南アジアは日本の多国間安全保障協力にとって大きな意義がある。日本は明確に東南アジアとの安全保障協力強化を追求しているが、その理由はアジア太平洋地域における戦略的環境の安定化だけでなく、日本の経済と安全保障、また特に海上交通路の安全確保に対する東南アジアの重要性にもある。

近年、日本の防衛省は次官級会合とそれに続く、日本と東南アジアの有識者が集まって非伝統的安全保障問題を話し合う「東京セミナー」を毎年開催することで ASEAN との安全保障協力関係の強化を進めてきた。この安全保障対話に加え、日本の防衛省はさらなる実務協力の促進にも積極的に取り組んできた。日本の防衛省は、非伝統的安全保障上問題に処するための能力構築による東南アジア支援に乗り出していると報じられている。より具体的に言えば、日本は災害救援においてベトナムと、海賊対策においてインドネシアと、そして地雷除去活動においてカンボジアと協力する意向である⁴²。

さらに、日本が ASEAN との安全保障協力を追求することは、東南アジアにおける中国の影響力拡大に関しても含意を持つ。日本は ASEAN にとって重要な対話相手として有効性を持続けるための安全保障協力を含め、ASEAN との多元的關係を追求している。実際、東南アジアとの安全保障協力をより緊密にすることによって、日本はチャイナ・チャレンジに対処するための戦略的選択肢をもっと広げることができる。日本の一部の学者や実務者は、日本と ASEAN は東シナ海や南シナ海を含む中国の周辺海域における自己主張の増大に対処するに当たり、もっと協力の余地があるであろうとの意見である。日本と ASEAN は共同で、これらの問題について多国間対話チャンネルでの協議参加を中国に促す行動を取ることができるであろう。しかし、共同での行動には課題が生じる可能性もある。ASEAN の枠内で、加盟諸国は必ずしも南シナ海問題への対処法に全会一致で合意するとは限らない。また、南シナ海の主権を主張する国々は、中国の自己主張に対して断固たるスタンスをあまり取りたがらない可能性もある。

⁴² 『読売新聞』、2011 年 1 月 5 日。

おわりに

日本は繰り返し、中国の軍事力増強と、国防予算や安全保障政策の意思決定プロセスの不透明さに対して懸念を表明してきた。こうした背景の下、2010年9月の尖閣事件を契機に、日本では中国による安全保障課題に対する意識が高まった。新NDPGは明確に、この危機意識を反映した。東シナ海における中国の自己主張の増大に直面しつつ、日本は戦力配置の変更や日米同盟強化はもとより、韓国、オーストラリア、インド、さらにASEANとの三国間、多国間での安全保障協力の追求によって、沖合島嶼の防衛の強化を決意した。非伝統的安全保障への対処を中心とする東南アジアとのより緊密な安全保障協力を追求する日本のアプローチは、チャイナ・チャレンジに対する日本の戦略的選択肢の拡大と解釈できる。日本政府は、2011年3月11日の東日本大震災の災害救援に際し中国から提供された支援に当然感謝しているものの、日本はなお、東シナ海で増大する中国の活動に関しては慎重な姿勢を貫き、日中関係における改善面と懸念の増大の双方を注視している。

（本書で表明された見解は完全に著者独自のものであり、防衛研究所又は防衛省の公式な立場を表すものではない）

